

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和7年4月24日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和 7 年 4 月 2 4 日（木）

午後 2 時 0 0 分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

- 報告第 3 号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 4 号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 5 号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について

3 議 事

- 議案第 2 2 号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 4 号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

【非公開案件】

4 そ の 他

- 市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について
- 市長と教育委員会との地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づく協議の回答について
- いじめ防止対策推進法第 2 8 条に規定する重大事態の調査結果の報告について

【非公開案件】

5 閉 会

報告第3号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和7年4月24日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集する
いとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいた
ま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理す
る。

令和7年3月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制
定について

別紙

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第１３条　〔略〕 ２　時間外勤務制限開始日から起算して条例第１０条第２項又は第３項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同条第２項又は第３項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 (1)　〔略〕 (2)　当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 ３・４　〔略〕 （特別休暇） 第２４条　条例第１７条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(21)　〔略〕 (22)　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する教職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準じるものとして委員会が定める事由に伴うその子の世話をすること	第１３条　〔略〕 ２　時間外勤務制限開始日から起算して条例第１０条第２項又は第３項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同条第２項又は第３項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 (1)　〔略〕 (2)　当該請求に係る子が<u>条例第１０条第２項の規定による請求にあつては３歳に、同条第３項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に</u>達した場合 ３・４　〔略〕 （特別休暇） 第２４条　条例第１７条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(21)　〔略〕 (22)　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する教職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病の</u>予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の世話を<u>行うことをいう。</u>）及び安全を確保する緊急の引渡しのため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（その養育する中学校就学の始期に達

又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち<u>委員会が定めるものへの参加をすることをいう。</u>) 及び安全を確保する緊急の引渡しのため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間 (23)・(24) [略] 2・3 [略]	するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間 (23)・(24) [略] 2・3 [略]
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正理由

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 時間外勤務の制限の請求に係るみなし規定の整備（第13条関係）

- ・ 時間外勤務の制限の請求の期間の末日に係るみなし規定について、みなし規定の対象となる条件を条例の規定に合わせ整備するもの。

(2) 子の看護休暇の取得要件の拡大（第24条関係）

- ・ 入園式等の子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合に、休暇の取得が可能となるようにするもの。

（施行期日） 令和7年4月1日

報告第4号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和7年4月24日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集する
いとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいた
ま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理す
る。

令和7年3月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

別紙

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第６(３)及び(４)の表並びに別表第６の２(３)及び(４)の表を次のように改める。

別表第6（第20条関係）

(3) 学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	1
19	7	1
20	8	1
21	9	1
22	10	1
23	11	1
24	12	1
25	13	1
26	14	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	18	1
31	19	1
32	20	1
33	21	1
34	22	1
35	23	1
36	24	1
37	25	1
38	26	1
39	27	1
40	28	1
41	29	1
42	30	1
43	31	1
44	32	1
45	33	1
46	34	1
47	35	1
48	36	1
49	37	1
50	38	1
51	39	1
52	40	1
53	41	1
54	42	1
55	43	1
56	44	1
57	45	1
58	46	2
59	47	3
60	48	4
61	49	5
62	50	6
63	51	7
64	52	8
65	53	9
66	54	10
67	55	11
68	56	12
69	57	13
70	58	14
71	59	15
72	60	16
73	61	17
74	62	18
75	63	19
76	64	20
77	65	21
78	65	22

79	66	23
80	66	24
81	67	25
82	67	26
83	68	27
84	68	28
85	69	29
86	70	30
87	71	31
88	72	32
89	73	33
90	73	33
91	74	34
92	74	34
93	75	35
94	75	35
95	76	36
96	76	36
97	77	37
98		37
99		38
100		38
101		39
102		39
103		40
104		40
105		41
106		41
107		42
108		42
109		43

(4) 学校事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	2	6
23	1	3	7
24	1	4	8
25	1	5	9
26	1	6	10
27	1	7	11
28	1	8	12
29	1	9	13
30	1	10	14
31	1	11	15
32	1	12	16
33	1	13	17
34	1	14	18
35	1	15	19
36	1	16	20
37	1	17	21
38	1	18	22
39	1	19	23
40	1	20	24
41	1	21	25
42	1	22	26
43	1	23	27
44	1	24	28
45	1	25	29
46	1	26	30
47	1	27	31
48	1	28	32
49	1	29	33
50	2	30	34
51	3	31	35
52	4	32	36
53	5	33	37
54	6	33	38
55	7	34	39
56	8	34	40
57	9	35	41
58	10	35	42
59	11	36	43
60	12	36	44
61	13	37	45
62	14	38	46
63	15	39	47
64	16	40	48
65	17	41	49
66	18	41	49
67	19	42	50
68	20	42	50
69	21	43	51
70	21	43	51
71	22	44	52
72	22	44	52
73	23	45	53
74	23	45	53
75	24	46	54
76	24	46	54
77	25	47	55
78	25	47	55
79	26	48	56
80	26	48	56
81	27	49	57

82	27	49	57
83	28	49	58
84	28	50	58
85	29	50	59
86	29	50	59
87	30	51	60
88	30	51	60
89	31	51	61
90		52	61
91		52	62
92		52	62
93		53	63
94		53	63
95		53	64
96		54	64
97		54	65
98		54	66
99		55	67
100		55	68
101		55	69

別表第6の2（第21条の2関係）

(3) 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	13	57
2	14	58
3	15	59
4	16	60
5	17	61
6	18	62
7	19	63
8	20	64
9	21	65
10	22	66
11	23	67
12	24	68
13	25	69
14	26	70
15	27	71
16	28	72
17	29	73
18	30	74
19	31	75
20	32	76
21	33	77
22	34	78
23	35	79
24	36	80
25	37	81
26	38	82
27	39	83
28	40	84
29	41	85
30	42	86
31	43	87
32	44	88
33	45	90
34	46	92
35	47	94
36	48	96
37	49	98
38	50	100
39	51	102
40	52	104
41	53	106
42	54	108
43	55	109
44	56	109
45	57	109
46	58	109
47	59	109
48	60	109
49	61	109
50	62	109
51	63	109
52	64	109
53	65	109
54	66	109
55	67	109
56	68	109
57	69	109
58	70	109
59	71	109
60	72	109
61	73	109
62	74	109
63	75	109
64	76	109
65	78	109
66	80	109
67	82	109
68	84	109

69	85	109
70	86	109
71	87	109
72	88	109
73	90	109
74	92	109
75	94	109
76	96	109
77	97	109
78	97	109
79	97	109
80	97	109
81	97	109
82	97	109
83	97	109
84	97	109
85	97	109
86	97	109
87	97	109
88	97	109
89	97	109
90	97	109
91	97	109
92	97	109
93	97	109
94	97	109
95	97	109
96	97	109
97	97	109
98	97	109
99	97	109
100	97	109
101	97	109
102	97	109
103	97	109
104	97	109
105	97	109
106	97	
107	97	
108	97	
109	97	

(4) 学校事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	49	21	17
2	50	22	18
3	51	23	19
4	52	24	20
5	53	25	21
6	54	26	22
7	55	27	23
8	56	28	24
9	57	29	25
10	58	30	26
11	59	31	27
12	60	32	28
13	61	33	29
14	62	34	30
15	63	35	31
16	64	36	32
17	65	37	33
18	66	38	34
19	67	39	35
20	68	40	36
21	70	41	37
22	72	42	38
23	74	43	39
24	76	44	40
25	78	45	41
26	80	46	42
27	82	47	43
28	84	48	44
29	86	49	45
30	88	50	46
31	89	51	47
32	89	52	48
33	89	54	49
34	89	56	50
35	89	58	51
36	89	60	52
37	89	61	53
38	89	62	54
39	89	63	55
40	89	64	56
41	89	66	57
42	89	68	58
43	89	70	59
44	89	72	60
45	89	74	61
46	89	76	62
47	89	78	63
48	89	80	64
49	89	83	66
50	89	86	68
51	89	89	70
52	89	92	72
53	89	95	74
54	89	98	76
55	89	101	78
56	89	101	80
57	89	101	82
58	89	101	84
59	89	101	86
60	89	101	88
61	89	101	90
62	89	101	92
63	89	101	94
64	89	101	96
65	89	101	97
66	89	101	98
67	89	101	99
68	89	101	100
69	89	101	101
70	89	101	101

71	89	101	101
72	89	101	101
73	89	101	101
74	89	101	101
75	89	101	101
76	89	101	101
77	89	101	101
78	89	101	101
79	89	101	101
80	89	101	101
81	89	101	101
82	89	101	101
83	89	101	101
84	89	101	101
85	89	101	101
86	89	101	101
87	89	101	101
88	89	101	101
89	89	101	101
90	89	101	
91	89	101	
92	89	101	
93	89	101	
94	89	101	
95	89	101	
96	89	101	
97	89	101	
98	89	101	
99	89	101	
100	89	101	
101	89	101	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

給料表の改正により、昇格・降格前後の級・号給の対応関係を調整する必要があるため、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する昇格時号給対応表、降格時号給対応表を改正するもの。

(施行期日) 公布の日 (適用期日) 令和6年4月1日

**令和 6 年度給与改定に伴う規則改正について
(さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)**

1. 市人事委員会勧告

- ・ 給料表の引上げ改定

2. 令和6年12月定例会での議決

- ・ 教職員給与条例により、教職員の各給料表を引上げ

3. 条例、規則の関係と今回の改正

種類	内容
給与条例	給料表の改正により、給料月額が改定
初任給規則	条例の改正に伴い、昇格・降格前後の級・号給の対応関係を調整

- ・ 今回の改正

学校栄養職、学校事務職は、市人事委員会の規則の相当職と同様に対応関係を改正

➡昇格時号給対応表、降格時号給対応表の改正

※教育職(1)、(2)は、改正なし。

※下表、学校事務職給料表昇格時号給対応表 1・2 級の変更部分の一部抜粋

単位：円

給料改定前					給料改定後						
昇格前			昇格後		昇格前			昇格後 対応表改正前		昇格後 対応表改正後	
号給	給料月額		号給	給料月額	号給	給料月額		号給	給料月額	号給	給料月額
78	274,600	➡	30	286,100	78	278,600	➡	<u>30</u>	297,400	<u>25</u>	290,900

○給料改定前 … 1級78号給の場合、昇格すると2級30号給
給料月額は、11,500円増額

○給料改定後（対応表改正前）… 昇格すると、給料月額は、18,800円増額

○給料**改定後**（対応表**改正後2級25号給
給料月額は、12,300円増額**

(昇格による増額分が給料改定の前後で同額程度となるように調整)

報告第 5 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集する
いとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいた
ま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理す
る。

令和7年3月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

別紙

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例第２４条においてその例によることとされる職員退職手当条例第１６条第４項の規則で定める事業） 第９条の２ 条例第２４条においてその例によることとされる職員退職手当条例第１６条第４項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 〔略〕 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第２２条第１項に規定する再就職手当の支給を受けたもの (3) 〔略〕 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第２２条 受給資格者又は条例第２４条においてその例によることとされる職員退職手当条例第１６条第１５項に規定する者は、同条第１１項第４号から第６号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第４号の規定による退職手当のうち雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第８３条の４に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第１８号）に、<u>同号</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第１９号）に、同項第２号	（条例第２４条においてその例によることとされる職員退職手当条例第１６条第４項の規則で定める事業） 第９条の２ 条例第２４条においてその例によることとされる職員退職手当条例第１６条第４項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 〔略〕 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第２２条第１項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの (3) 〔略〕 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第２２条 受給資格者又は条例第２４条においてその例によることとされる職員退職手当条例第１６条第１５項に規定する者は、同条第１１項第４号から第６号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第４号の規定による退職手当のうち雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「<u>就業手当</u>」という。）に相当する退職手当にあつては<u>就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第１８号）に、同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第８３条の４に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第１９号）に、<u>同号ロ</u>に該当す

に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	る者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第25号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。
2 [略]	2 [略]

様式第18号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第18号（第22条関係） [略]	様式第19号（第22条関係） [略]
様式第19号（第22条関係） [略]	様式第20号（第22条関係） [略]

<u>様式第 2 0 号</u> （第 2 2 条関係） [略]	<u>様式第 2 1 号</u> （第 2 2 条関係） [略]
<u>様式第 2 1 号</u> （第 2 2 条関係） [略]	<u>様式第 2 2 号</u> （第 2 2 条関係） [略]
<u>様式第 2 2 号</u> （第 2 2 条関係） [略]	<u>様式第 2 3 号</u> （第 2 2 条関係） [略]
<u>様式第 2 3 号</u> （第 2 2 条関係） [略]	<u>様式第 2 4 号</u> （第 2 2 条関係） [略]
<u>様式第 2 4 号</u> （第 2 2 条関係） [略]	<u>様式第 2 5 号</u> （第 2 2 条関係） [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

雇用保険法等の一部改正に伴い、就業促進手当のうち、就業手当が廃止されたため、規定、様式を整備するもの。

(施行期日) 令和7年4月1日

教職員の失業者の退職手当支給規則 の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、規則を改正するもの

就業促進手当の見直しにより、就業手当が廃止されたため、規定、様式を整備するもの

【就業促進手当の種類等】

種類	就業手当 (R7.4.1より廃止)	再就職手当	就業促進定着手当
対象	短期間の職業（再就職手当の対象外の就職）に就いた場合	安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合	再就職後6カ月間定着し、離職前の賃金から再就職後賃金が低下した場合
支給	就業日ごとに基本手当日額の30%に相当する額	支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた額（一時金）	低下した賃金の6カ月分（一時金）
様式	改正前：様式第18号 改正後：廃止	改正前：様式第19号 改正後：様式第18号	改正前：様式第20号 改正後：様式第19号

【新旧対照表（抜粋）】

改正後	改正前
（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業） 第9条の2 [略] 事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの	（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業） 第9条の2 [略] 事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第22条 [略] 退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（[略]（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）[略] 再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）[略] 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、[略] 委員会に提出しなければならない。 [略]	（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第22条 [略] 退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（[略]（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）[略] 再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）[略] 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、[略] 委員会に提出しなければならない。 [略]

2. 施行期日

令和7年4月1日

議案第 22 号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定を、別紙のとおり市長に申出する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護休暇） 第18条 介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（<u>第22条第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 [略] <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職員等に対する意向確認等）</u> 第22条 委員会は、<u>教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u>	（介護休暇） 第18条 介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 [略]

2 委員会は、教職員に対して、当該教職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> 第23条 委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 教職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 第24条 [略] 第25条 [略] 第26条 [略]	第22条 [略] 第23条 [略] 第24条 [略]
---	---

第2条 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護休暇） 第18条 介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第23条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範	（介護休暇） 第18条 介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第22条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範

囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）
）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

（妊娠、出産等についての申出をした教職員等に対する意向確認等）

第22条 委員会は、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第22条第1項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした教職員（以下この項においては「申出教職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出教職員の意向を確認するための措置

（3）さいたま市職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出教職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出教職員の意向を確認するための措置

2 委員会は、3歳に満たない子を養育する教職員（以下この項において「対象教職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象教職員の意向を確認するための措置

（3）対象教職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象教職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象教職員の意向を確認するための措置

3 委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職

囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）
）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職

員等に対する意向確認等) <u>第 2 3 条</u> 委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] <u>第 2 4 条</u> [略] <u>第 2 5 条</u> [略] <u>第 2 6 条</u> [略] <u>第 2 7 条</u> [略]	員等に対する意向確認等) <u>第 2 2 条</u> 委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] <u>第 2 3 条</u> [略] <u>第 2 4 条</u> [略] <u>第 2 5 条</u> [略] <u>第 2 6 条</u> [略]
--	---

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

1 提案理由

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 介護両立支援制度等の周知の強化等（第1条中第22条等関係）

ア 委員会は、教職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認を行わなくてはならないこととするもの。

イ 委員会は、教職員が40歳に達した日の属する年度において、当該教職員に対し仕事と介護の両立支援制度等の情報提供を行わなくてはならないこととするもの。

ウ 委員会は、仕事と介護の両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施等の措置を講じなければならないこととするもの。

(2) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置（第2条中第22条等関係）

ア 委員会は、教職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認、意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするもの。

イ 委員会は、3歳に満たない子を養育する教職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認、意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするもの。

（施行期日） (1)については公布の日、(2)については令和7年10月1日

3 根拠となる法令

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）

令和6年5月31日公布 令和7年4月1日等施行

（同法第1条において育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正している。）

議案第 23 号

さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第２号（その１）（裏）（第３条関係） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。） (3) 〔略〕 備考 〔略〕 様式第２号（その２）（裏）（第３条関係） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第３号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上	様式第２号（その１）（裏）（第３条関係） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。） (3) 〔略〕 備考 〔略〕 様式第２号（その２）（裏）（第３条関係） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第３号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の

の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

様式第2号(その3)(裏)(第3条関係)

[略]

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第3号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

(1) [略]

(2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

様式第2号(その3)(裏)(第3条関係)

[略]

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第3号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

(1) [略]

(2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

刑法等の一部改正に伴い、「懲役」、「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」が創設等されたため、様式上の文言を整備するもの。

(施行期日) 令和7年6月1日

さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則 の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

「刑法等一部を改正する法律」等※の施行に伴う規則を改正するもの

「懲役」、「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」が創設等されたため、様式上の文言を整備するもの

※「刑法等一部を改正する法律」等

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」を含む

※整備する様式

様式第2号 退職手当支払差止処分書

刑事事件で起訴され、判決前に退職した場合等で、退職手当の支払を差し止めるための処分書

【新旧対照表（抜粋）】

改正後	改正前
様式第2号（その1）（裏）（第3条関係） （支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合〔略〕を除く。）	様式第2号（その1）（裏）（第3条関係） （支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合〔略〕を除く。）
様式第2号（その2）（裏）（第3条関係） （支払差止処分の取消し） この処分は、〔略〕支払われます。ただし、第3号に該当する場合〔略〕この限りではありません。 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合〔略〕を除く。）又は〔略〕であって、〔略〕条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又は〔略〕の翌日から起算して6箇月を経過した場合	様式第2号（その2）（裏）（第3条関係） （支払差止処分の取消し） この処分は、〔略〕支払われます。ただし、第3号に該当する場合〔略〕この限りではありません。 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合〔略〕を除く。）又は〔略〕であって、〔略〕条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又は〔略〕の翌日から起算して6箇月を経過した場合
様式第2号（その3）（裏）（第3条関係） （支払差止処分の取消し） この処分は、〔略〕支払われます。ただし、第3号に該当する場合〔略〕この限りではありません。 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合〔略〕を除く。）又は〔略〕であって、〔略〕条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又は〔略〕の翌日から起算して6箇月を経過した場合	様式第2号（その3）（裏）（第3条関係） （支払差止処分の取消し） この処分は、〔略〕支払われます。ただし、第3号に該当する場合〔略〕この限りではありません。 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合〔略〕を除く。）又は〔略〕であって、〔略〕条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又は〔略〕の翌日から起算して6箇月を経過した場合

2. 施行期日

令和7年6月1日

その他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく、市長との協議について別紙のとおり報告する。

令和7年4月24日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総総総第2949号
令和7年3月25日

さいたま市教育委員会 御中

さいたま市長 清水 勇人
(公印省略)

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7
の規定に基づく協議の一部を改正する協議について（回答）

令和7年3月19日付け教管教総第4587号で協議のありました標記の件
について同意します。

問合せ先

担当 総務局総務部総務課 小澤

電話 829-1083

内線 2313

E-mail somu@city.saitama.lg.jp

(写)

教管教総第 4 5 8 7 号
令和 7 年 3 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市教育委員会
(公印省略)

市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条
の 7 の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の 7 の
規定に基づく協議（平成 1 3 年 5 月 1 日合意）の一部を改正することについ
て、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 橋本
(内) 3 9 1 3

(写)

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議（平成 13 年 5 月 1 日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（教育委員会への委任事務） 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)～(11) [略] <u>(12) さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例(令和 7 年さいたま市条例第 15 号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 第 3 条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。</u> <u>イ 第 4 条の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。</u> <u>ウ 別表（第 2 条関係）備考第 5 号に規定する回数券を発行すること。</u> （副教育長等への補助執行事項） 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(10) [略] <u>(11) 教育振興基金、学校災害救済基金及び文化財保存活用基金の管理に関すること。</u> (12)～(13) [略]	（教育委員会への委任事務） 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)～(11) [略] （副教育長等への補助執行事項） 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(10) [略] (11) 教育振興基金及び学校災害救済基金の管理に関すること。 (12)～(13) [略]

附 則

（施行期日）

この協議は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を生じるものとする。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議について別紙のとおり報告する。

令和7年4月24日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総人第3578号
令和7年3月27日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について（回答）

令和7年3月19日付け教管教総第4588号で協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 横口

内線：2417

(写)

教管教総第 4 5 8 8 号
令和 7 年 3 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市教育委員会
(公印省略)

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づく協議について

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 橋本
(内) 3 9 1 3

(写)

別紙

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱（平成29年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
校長	I 学校経営の改善及び運営管理	校長	I 学校経営の改善及び運営管理
	II <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>		II <u>開かれた学校づくり</u>
	III <u>地域とともにある学校づくり</u>		III <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>
	IV <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>		IV <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握		V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
副校長・教頭	I 学校運営の改善及び運営管理	副校長・教頭	I 学校運営の改善及び運営管理
	II <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>		II <u>開かれた学校づくり</u>
	III <u>地域とともにある学校づくり</u>		III <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>
	IV <u>施設・事務等の管理及び予算運用</u>		IV <u>教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善</u>
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握		V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
[略]		[略]	

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。